

植民地期朝鮮における朝鮮神宮で奏でられた音楽: 序説として

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2020-02-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山本, 華子 メールアドレス: 所属:
URL	https://senzoku.repo.nii.ac.jp/records/1168

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



植民地期朝鮮における朝鮮神宮で奏でられた音楽

—序説として—

The Music Performed in the Chosun Shrine during the Colonial Era Korea : Introduction

山本華子
Hanako Yamamoto

1 序論

1-1 研究の背景と目的

筆者はこれまで、植民地期朝鮮の音楽文化を研究してきた。それは、音楽を通して、日本と朝鮮の関係、植民地支配の実態が明らかになると考えたからである。まず、現代にまで繋がる宮廷音楽の伝承を明らかにするために、朝鮮の雅楽を演奏していた「李王職雅楽部」に焦点を当て、その活動について調べた¹。また、当時、日本人が朝鮮に暮らしていたので、朝鮮でも日本の音楽が奏でられたであろうという推測のもとに、『京城日報』の記事から関連記事を調査した²。いずれも、音楽の種目を定めて資料に当たり、その分析により研究を進めるという方法論を積み重ねてきた。

そこで、本研究は、音楽の「種目」ではなく、音楽が演奏された「場所」に焦点を当てることにした。具体的には、大正14(1925)年に京城(現、ソウル)の南山(現、南山公園)に造営された「朝鮮神宮」で挙行された祭祀とその音楽、そこで奏された音楽について研究することにした。

朝鮮と同様、総督府が置かれ、植民地支配を受けた台湾にも、「台湾神社」が建てられた。劉麟玉は科研「日本伝統音楽の越境—植民地台湾における「邦楽」の伝承—」において、「北白川宮能久親王を祀る台湾神社の明治期から昭和期まで40年分の台湾神社祭と邦楽団体および台湾人音楽団体との関わりを把握する」³ことを研究目的の一つとして、明らかにした。朝鮮神宮の状況を明らかにすることは、植民地期の日本の音楽の広がりや巨視的に捉えることに繋がると考える。

本研究では、日本の神道と結びついた神社が朝鮮の地に建てられ、どのような音楽活動が展開されたのか、「神社」という場所の特殊性を念頭に置いた上で、日本の神社のあり方と比較しながら、そこで行われた音楽の意味を考える。本稿では、その足掛かりとして、全体的な輪郭を描くことに主眼を置き、継続研究では、いくつかの視点から研究を深めることとする。

1-2 先行研究と研究の方法論

朝鮮神宮に関する先行研究としては、神道の導入という宗教的な側面から追究するものがある⁴。音楽に関しては、大祭である例祭に注目したもの⁵、鎮座祭に焦点を当てたもの⁶等があるが、朝鮮神宮の

音楽文化全体を概観したものは見られない。そこで、本研究は、朝鮮神宮の音楽の全体像を捉えることを研究目的とした。

神社では多くの祭祀が挙行され、その祭祀には音楽が伴われる。当時、朝鮮神宮ではどのような音楽が鳴り響いていたのか、祭祀との関わりから明らかにする。手続きとしては、日本の他神社と共通の祭祀を取りあげて全体像を掴んだ上で、朝鮮神宮でのみ特別に行った祭祀や行事についても言及する。

研究に用いる資料は、第一次資料となる朝鮮神宮関連資料等である。朝鮮神宮では毎年、行事と参拝者数、献納品等を詳細に記録した『朝鮮神宮年報』を発行していた。本資料を主に活用しながら、本稿では全体像を把握することとした。

2 朝鮮神宮の沿革とその記録

2-1 朝鮮神宮の造営

『朝鮮神宮年報』の「朝鮮神宮略記」によると⁷、日韓併合以来、伊勢神宮のような神宮を朝鮮国内に建てたいという声が高まり、大正元（1912）年より予算を計上し、準備を進めてきた。造営地は、京城の中でも地勢、展望、利便、沿革等から、最も優れた漢陽公園に決めた。朝鮮神宮が建てられた漢陽公園の沿革について、姜信龍は下記のように述べている。

南山北麓一帯（芸場洞，鑄字洞から忠武路1街に至る地域）は早春から秋にかけて市民の散策・娯楽の場所として提供されてきた花の名所でもあるが、1884年には日本人の居留区域に定められた。居留民にとってこの地域一帯は、当然春花秋月の遊楽の場所になった。（…中略…）1908年には西北麓の工事も進み、1910年5月には「漢陽公園」と命名され開園した。総工事費3,794円、四阿数カ所と展望台が設けられ日本人居留民行楽の場所として提供されてきた。倭城台公園と漢陽公園の二つを合わせて南山公園と呼ばれ、後に開設された漢陽公園の敷地つまり、南山西北麓一帯には朝鮮神宮が創建されていった（姜信龍 1993：64-65）。

姜が「日本人居留民の公園造成事業は神社の創建に始まっている」と指摘しているように、公園と神社との関わりが確認できる。つまり、漢陽公園は日本人の居留地に造られた行楽地であり、そこに朝鮮神社が建てられた経緯を見ると、朝鮮神宮は朝鮮に住む日本人の行楽地に創られたと言えよう。

大正8（1919）年7月18日に、内閣告示第12号により、南山に天照大神と明治天皇を祭神として朝鮮神宮を創立する旨が定められた。祭神については、日本人と朝鮮人の祖先が同じであるとする「日鮮同祖論」に基づいて論議が交わされ、素戔嗚尊と朝鮮の神話に出る檀君を同一視した素戔嗚尊奉斎論もあったが、政府・総督府側が押した、上古における「民族」の祖である皇祖神、天照大神と、近代的「帝国」の祖である明治天皇を祀ることとなった⁸。それ以外にも、置く職員の数や、執り行うべき祭祀の種類についても定められた。大正14（1925）年10月15日に御鎮座祭を執行した。

2-2 『朝鮮神宮年報』

前述した通り、『朝鮮神宮年報』は朝鮮神宮が毎年発行している発行物であり、祭典記事、参拝状況、社務日誌等が詳細に記録されている。神宮皇学館館友会神社調査部によると⁹、発行は「官幣大社朝鮮神宮社務所」、創刊は「昭和5年4月3日」、年刊220頁からなり、発行部数は1200部とされている。ところが、現在、参照できるものは昭和7(1932)年発行の『昭和六年の朝鮮神宮』から昭和19(1944)年発行の『昭和十八年 朝鮮神宮年報』である¹⁰。それ以前に発行されたものは現時点で参照することができない。一方、昭和20(1945)年8月に終戦を迎え、朝鮮が日本から解放されたことから、昭和19(1944)年発行本が最後であると推定できる。

上記においては頁数が220頁となっているが、実際は発行年によりばらつきがあり、特に昭和16(1941)年発行本からは極端に頁数が減っており、昭和19(1944)年発行本は51頁で、奥付には発行部数が500部と書かれている。この記録物が簡略化される現象は、太平洋戦争が勃発し戦禍が激しくなる過程と重なっている。

本研究では、『朝鮮神宮年報』の記載情報の内容を分析する。なかでも「祭典記」と「社頭で行はれた特殊行事」の部分を中心にみていくことにする。ここに参照した『朝鮮神宮年報』13冊の書誌情報を表1に挙げる。

表1 参照した『朝鮮神宮年報』

資料名	発行	発行年	頁数
昭和六年の朝鮮神宮	官幣大社朝鮮神宮社務所	昭和7年	88
昭和七年 朝鮮神宮年報 附略記	官幣大社朝鮮神宮社務所	昭和8年	136
昭和八年 朝鮮神宮年報 附略記	官幣大社朝鮮神宮社務所	昭和9年	156
昭和九年 朝鮮神宮年報 附略記	官幣大社朝鮮神宮社務所	昭和10年	175
昭和十年 朝鮮神宮年報 附略記	官幣大社朝鮮神宮社務所	昭和11年	222
昭和十一年 朝鮮神宮年報 附略記	官幣大社朝鮮神宮社務所	昭和12年	166
昭和十二年 朝鮮神宮年報 附略記	官幣大社朝鮮神宮社務所	昭和13年	220
昭和十三年 朝鮮神宮年報	官幣大社朝鮮神宮社務所	昭和14年	100
昭和十四年 朝鮮神宮年報	官幣大社朝鮮神宮社務所	昭和15年	122
昭和十五年 朝鮮神宮年報	官幣大社朝鮮神宮社務所	昭和16年	78
昭和十六年 朝鮮神宮年報	官幣大社朝鮮神宮社務所	昭和17年	50
昭和十七年 朝鮮神宮年報	官幣大社朝鮮神宮社務所	昭和18年	48
昭和十八年 朝鮮神宮年報	官幣大社朝鮮神宮社務所	昭和19年	51

三

3 朝鮮神宮で執り行われていた祭祀

神社における祭祀は、明治8(1875)年に定められた「官国幣社以下神社祭礼」という勅令によっている。それは、祭祀を大きく大祭・中祭・小祭の3種とその他の恒例式に区分して定め、執り行うというものである。朝鮮神宮は官幣神社¹¹であったため、この勅令に従って祭祀を行った。これは日本の他

の神社でも同様である。しかし、朝鮮神宮ならではの祭祀も設けられた。ここでは、朝鮮神宮で実際に執り行われていた祭祀を大祭、中祭、小祭、恒例式に分けて挙げる¹²。

3-1 大祭

朝鮮神宮の大祭には、祈年祭、例祭、新嘗祭の3つがある。この3つの祭祀は『朝鮮神宮年報』の記録には毎年、欠かさず記されていたため、継続的に行われていたことが分かる。

- 祈年祭（3月15日）

五穀豊穡を祈った祭祀で、日本では2月17日に行われていたが、朝鮮では気候を考慮して3月15日に施行されていた。皇室の繁栄、国力の充実、発展を主眼としたものだという。

- 例祭（10月17日）

大正14年9月14日内閣告示第9号をもって、祭神天照大神に縁のある神嘗祭日の10月17日に定めた。10月17、18日の両日、祭祀とは切り離して、御神楽と朝鮮の雅楽が奉奏される。

- 新嘗祭（11月23日）

収穫祭に当たるもので、新穀の精米精粟を奉納する祭祀である。

一方、毎年定期的に行われるもの以外にも、時勢に合わせて設けられた単発的な大祭もあった。「宣戦奉告臨時大祭」は昭和16（1941）年12月8日の真珠湾攻撃を契機として設けられたもので、朝鮮総督府より朝鮮神宮宮司に当てられた通牒によると、同年12月18日に施行するように命ぜられている。

3-2 中祭

朝鮮神宮では、中祭として、下記の5つの祭祀を定期的に行っていた。

- 歳旦祭（1月1日）

- 元始祭（1月3日）

- 紀元節祭（2月11日）

- 天長節祭（4月29日）

- 明治節祭（11月3日）

四

これらは、いずれも日本の神社で行われている祭祀である。明治節祭では、同時に獻詠歌披講式¹³も伴われている。昭和15（1940）年11月10日には、紀元二千六百年奉祝祭が、中祭として単発的に催された。《浦安の舞》が伶人の楽器により奏されたと記されている。

日本にはなく、植民地期朝鮮で設けられた祭祀として、始政記念祭（10月1日）がある。当初は小祭であったが、徐々に中祭として執り行われるようになった。日本による統治が始まったことを記念する祭である。

3-3 小 祭

比較的継続して行われた小祭は下記のものである。

- 中旬祭（毎月 15 日）
- 月次祭（毎月 17 日）
- 月旦祭（毎月 1 日、2 月より）
- 節分祭（2 月 3 日）
- 桃花祭（3 月 3 日）
- 勸学祭（4 月 1 日）
- 尚武祭（5 月初旬）
- 鎮座記念祭（10 月 15 日）
- 本殿清掃祭（10 月 10 日）
- 入営奉告祭（入営の期日による）
- 除夜祭（12 月 31 日）

他に、昭和 10（1935）年より、桃花祭、尚武祭が加えられた。小祭のうち、朝鮮神宮独自のものとしては、勸学祭（京城府内の新入学児童への修身教科書の授与）、鎮座記念祭（朝鮮神宮の鎮座記念）、本殿清掃祭（例祭を控えた本殿の清掃）、入営奉告祭（朝鮮部隊の入営兵の奉告）が挙げられる。昭和 17（1942）年には大詔奉載日祭が設けられたが、これは日本がアメリカに宣戦したことを記念したもので、以後毎月 8 日に開催された。

3-4 恒例式

その他、恒例式としては、下記のものが高頻度で催された。

- 孝明天皇例祭遙拝式（1 月 30 日）
- 春季皇霊祭遙拝式（3 月 21 日）
- 神武天皇祭遙拝式（4 月 3 日）
- 大祓式（6 月 30 日、12 月 31 日）
- 明治天皇例祭遙式（7 月 30 日）
- 秋季皇霊祭遙拝式（9 月 23 日）
- 大正天皇祭遙拝式（12 月 25 日）

五

朝鮮神宮が天照大神と明治天皇を祭神としているため、明治天皇の父、孝明天皇を祀った孝明天皇例祭遙拝式、明治天皇自身を祀った明治天皇例祭遙式、明治天皇の子、大正天皇を祀った大正天皇祭遙拝式が設けられている。それ以外の祭祀は、日本国内と共通に行われていたものである。

3-5 その他の音楽関連行事

『朝鮮神宮年報』の「社頭で行はれた特殊行事」等に記された、祭祀以外の音楽関連行事を取り出すと、表2のようになる。

表2 その他の音楽関連行事挙行状況（『朝鮮神宮年報』より）

年	尺八	琵琶	謡曲
昭和6年	2/15 都山流	11/25	—
昭和7年	—	5/25	—
昭和8年	—	1/4 筑前、12/24	—
昭和9年	—	9/25 筑前	—
昭和10年	2/11 都山流	2/11 筑前	4/3 宝生流
昭和11年	2/15 都山流	2/11 筑前	2/9 宝生流
昭和12年	2/15 都山流	—	—
昭和13年	2/11 都山流	—	—
昭和15年	2/18 都山流	—	—
昭和16年	2/16 都山流	—	—
昭和18年	2/14 都山流	—	—

これによると、尺八（都山流）、琵琶（筑前）、謡曲（宝生流）の奉奏が、祭礼以外でも行われていたことが分かる。朝鮮に暮らす日本人演奏家が、心の拠り所としての朝鮮神宮で、音楽を奉納したと考えられる。

4 朝鮮神宮で奏でられた音楽

前章で見た通り、朝鮮神宮で奏でられた音楽は、主に日本と朝鮮の音楽であった。日本の音楽は祭祀で奏でられた音楽が中心となっており、その他、不定期な行事で奏された琵琶楽等も挙げられる。一方、朝鮮の音楽は例祭で披露された李王職雅楽部の雅楽であった。

ここで、神社音楽はそもそもどのようなものであるのか、以下に多忠朝（1883-1956）¹⁴ の「神社音楽の話」から引用したい¹⁵。まず神社音楽は、二分すると、「祭祀楽」と「奉納歌舞音楽」に分かれるという。前者は、「神社祭式に依る、閉閑扉の儀、神饌獻撤の儀、降神昇神の儀、或は遷座渡御の儀等に關する音楽」のことであり、後者はさらに3種類に分類できる。そのうちの一つが「祭典期間中慣例として神社境内に奉納せらるゝもの」で「祭典当日に限り行はるゝもの」であり、「祭典当日の餘興」と言えるものであるという。これは神楽ではなくても「神楽同様に凡て參拜の大衆を相手とするもの」も含まれる。この定義を、朝鮮神宮の音楽にも適合させれば、朝鮮神宮で奏でられた日本の音楽は「祭祀楽」であり、朝鮮の音楽は余興としての「奉納歌舞音楽」と考えることができるだろう。本章では、朝鮮神宮における日本と朝鮮の音楽の具体的な様相について述べることにする。

4-1 日本の音楽

朝鮮神宮の祭祀で奏楽にあったのは、朝鮮神宮職員の中の「伶人」と呼ばれる者たちであった。『朝鮮神宮年報』の巻末に、毎回、「朝鮮神宮現職員」の名簿が載せられており、そこに記載されている伶人に関する情報を表3にまとめた。

表3 朝鮮神宮における伶人の推移（『朝鮮神宮年報』より）

伶人氏名	在職時	全職員数
椿富次郎・百崎義直・吉川平吉・松浦音治	昭和6年12月末	35
椿富次郎・百崎義直・吉川平吉・松浦音治	昭和7年12月末	36
椿富次郎・百崎義直・吉川平吉・松浦音治	昭和8年12月末	40
椿富次郎・百崎義直・吉川平吉・松浦音治	昭和9年2月末	39
椿富次郎・百崎義直・松浦音治	昭和11年5月	41
椿富次郎・百崎義直・松浦音治	昭和12年3月	41
椿富次郎・百崎義直・松浦音治	昭和13年3月	46
椿富次郎・百崎義直・松浦音治	昭和14年3月	41
椿富次郎・百崎義直・松浦音治	昭和15年3月	39
椿富次郎・百崎義直・松浦音治・樋口長次郎	昭和16年4月	50
椿富次郎・百崎義直・松浦音治・樋口長次郎	昭和17年4月	59
飛駄邦富・椿富次郎・百崎義直・松浦音治・樋口長次郎・吉岡辨造	昭和18年7月	61
飛弾邦富 ¹⁶ ・椿寅次郎 ¹⁷ ・松浦音治・樋口長次郎・吉岡辨造	昭和19年9月	55

表3によると、昭和6（1931）年12月末から昭和19（1944）年9月までの朝鮮神宮全職員数は35～61名であり、そのうち伶人は3～6名在職していた。伶人は椿富次郎、百崎義直、吉川平吉、松浦音治、樋口長次郎、飛駄邦富、吉岡辨造の計7名と考えられる。記載回数に注目すると、椿富次郎（13回）、百崎義直（12回）、松浦音治（13回）の氏名は継続して確認できるが、吉川平吉（2回）、樋口長次郎（4回）、飛駄邦富（2回）、吉岡辨造（2回）の在職期間は一時的なものであったと考えられる。これらの伶人たちが奏楽で担当した楽器（舞）、楽器編成等については記載がないので、不明である。後述するように、御神楽の舞も舞われていたことを考えると、決して十分な人員ではなかったと思われる。

朝鮮神宮で行われた祭祀の中で、上記3つの大祭は奏楽が伴われたものと考えられる。雅楽を演奏する伶人が関わり、式次第に従って第一鼓、第二鼓、第三鼓が鳴り、雅楽が奏された記録が見られるからである。具体的に、神社祭祀の奏楽は、「本殿御扉の開扉、閉扉、献饌と撤幣饌、また神殿の建て替え等によって御神体をお還しする、還座の行事に付随して行うもの」¹⁸であったという。さらに、大正から昭和前期にかけての改正により、形が定まってきたという。以下、嶋津の文章から引用する。

奏楽を伴う行事は、開扉、閉扉、献饌、撤饌、神幸、還座、降神の行事に定まった。神幸、還座には、御神体が本殿を出御される時、入御される時に奏楽があり、御神体の御動座や神輿の渡御に

は、歩きながら演奏する道楽を奏した。降神は鎮座祭や合祀祭等、新たに祭神をお迎えする行事で祝詞を奏上する間、和琴の菅搔を奏した（嶋津宣史 2004：83）。

なお、朝鮮神宮で奉奏される御神楽は、多忠朝作曲による《榊舞》《鈴舞》《扇舞》《五十鈴舞》と《人長舞》であった¹⁹。昭和17（1942）年10月18日には、例祭で能楽《忠霊》が奉奏されたが、これは大東亜戦争のために作られたものであった。

これら、祭祀以外の日本の音楽としては、上述した通り、尺八（都山流）、琵琶（筑前）、謡曲（宝生流）が挙げられる。他に、箏曲、三味線音楽等が朝鮮神宮で演奏された記録は見られないが、それについて特別な理由があったかどうか定かではない。

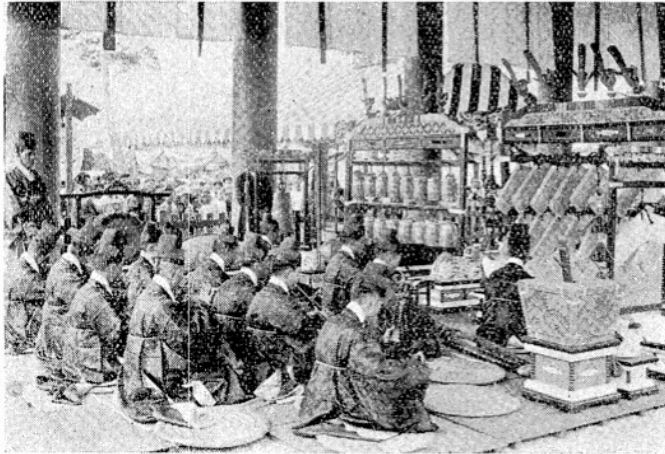
4-2 朝鮮の音楽

朝鮮神宮で奏された朝鮮の音楽は、例祭で奉奏された李王職雅楽部によるものである。奏楽場所は「神殿」「拝殿」等で、奏者の人数は20名程であった。例祭時（10月18日）に演奏された楽曲名を『朝鮮神宮年報』から抽出すると、表4の通りである。

表4 例祭における朝鮮雅楽奏楽状況（『朝鮮神宮年報』より）

年	演奏曲目
昭和6年	《保太平之樂》《凝安之樂》《鳳凰吟》《呈祥之曲》 ²⁰ 《萬波停息之曲》《堯天舜日之曲》《長春不老之曲》
昭和7年	《保太平之樂》《壽齋天》《萬年長歡之曲》《重光之曲》《武寧之曲》《會八仙》《長春不老之曲》
昭和8年	《保太平之樂》《鳳凰吟》《慶豊年之曲》《呈祥之曲》《萬波停息之曲》《堯天舜日之曲》《壽延長之曲》
昭和9年	《漚運之樂》《壽齋天》《成安之樂》《重光之曲》《景籙無疆之曲》《重仙會》《長春不老之曲》
昭和10年	《肅安之樂》《動々》《昇平萬歳之曲》《艷陽春》《其壽永昌之曲》《柳初新之曲》《萬波停息之曲》
昭和11年	《保太平之樂》《凝安之樂》《壽齋天》《呈祥之曲》《會八仙》《金殿樂》《長春不老之曲》
昭和12年	《保太平之樂》《雨淋鈴》《鳳凰吟》《凝安之樂》《堯天舜日之曲》 ²¹ 《萬年長歡之曲》《壽延長之曲》
昭和13年	奏楽が行われたが、曲目記載ない。
昭和14年	《保太平之樂》《呈祥之曲》《處容舞》《凝安之樂》 ²² 《獻天壽》《萬波停息之曲》《剪牡丹》《長春不老之曲》
昭和15年	宮中舞の奉納の後、《保太平之樂》《重光之曲》《鳳凰吟》《靖東方曲》《慶豊年》《日月恒之曲》《長春不老之曲》
昭和16年	《瑞日和の曲》《壽齋天》《雨淋鈴》《太平春之曲》《慶豊年》《堯天舜日之曲》《萬波停息之曲》
昭和17年	《景籙無疆之曲》《萬波停息之曲》《雨淋鈴》《獻天壽》《艷陽春》《頌九如之曲》
昭和18年	《壽齋天》《慶豊年》《重光之曲》《水龍吟》《咸寧之曲》《萬波停息之曲》

昭和13（1938）年の記録には曲名が書かれていないが、それ以外の年の演奏曲目を見ると、毎回6～8曲が奏されており、いずれも李王家に伝わる祭礼楽、宴礼楽等の雅楽と舞踊である。演奏の時間帯や場面から考察すると、朝鮮の音楽は、余興としての「奉納歌舞音楽」という役割を担っていたように考えられる。



奏奉樂雅鮮朝祭例

写真1 『朝鮮神宮年報』掲載の李王職雅楽部による奉奏場面
(神社本庁提供)

なぜ、李王職雅楽部が演奏に加わったかという疑問について、①雅楽部は李王職という日本の宮内省管轄下の組織に属していたため、楽師たちは日本の公務員であり参加しやすかったこと、②日本の神社では神楽等を奉奏するため、雅楽部は朝鮮の音楽の中で雅楽にあたる音楽を演奏している機関であったこと等が、採用の理由として考えられる。

一方で、多くの参拝者の前で余興として演奏するという点については、様々な見方が考えられる。日本側としては、現地の音楽を朝鮮神宮で奉奏することは日本の神に向けるものなので、敬意をもって捧げたとも考えられるが、もう一方では「内鮮一体」「皇民化」に寄与するものとして取り上げたとも考えられる。また、それを聴いた朝鮮の聴衆は、李王家の雅楽が日本の皇室や神を祀る神社で演奏されたということ自体に、複雑な思いを抱いていたことは想像に難くない。

5 結論

これまで見てきた通り、朝鮮神宮は天照大神と明治天皇を祀っており、日本の他の官国幣大社神社と同様の祭祀を行っていた。暦も本来、朝鮮では太陰暦を用いていたが、朝鮮神宮では日本の太陽暦に合わせて挙行した。俗人も配され、祭祀では日本の神楽が奏された。つまり、日本と同様の神社を、朝鮮の地にそのまま建てたと見えなくもない。日本の神社と異なるのは、朝鮮の地に建てられ、朝鮮人も対象とした点である。さらに、祭祀に参列し、参拝に訪れた朝鮮人は、どのような思いで関わっていたのかという問題についても、考察する必要がある。

一方、朝鮮神宮では、日本と異なる、独自の祭祀や音楽の演奏も行なわれていた。祭祀は、日韓併合に伴うものや、祭神に関わるものである。日本では聞くことができない李王職雅楽部の雅楽演奏も独自のものである。視覚的にも聴覚的にも日本の神社としての特徴が強く表れていた朝鮮神宮で、朝鮮の雅楽が演奏されたことは、余計象徴的であったと考えられる。どのような意図を持って演奏されるに

至ったか、またその演奏はどのように捉えられたかについて、さらに追究する。

本研究では、主に昭和6（1931）年以降の『朝鮮神宮年報』に依拠し考察してきたが、大正14（1925）年に朝鮮神宮が造営されてから昭和6（1931）年までの記録は他の資料で補う必要がある。朝鮮総督府と関わりのあった新聞『京城日報』や朝鮮総督府の雑誌『朝鮮』等で補完し、様々な視点から研究を継続していきたい。

注

- 1 山本華子 2011。
- 2 山本華子・李知宣 2013、2014。
- 3 劉麟玉 2018。
- 4 台湾神社も含め、菅浩二（2004）、青井哲人（2005）は日本統治下の神社について研究を行っている。
- 5 李秀晶 2019。
- 6 李知宣 2019。
- 7 官幣大社朝鮮神宮社務所 1934：147-148。
- 8 菅浩二 2004：355。
- 9 神宮皇学館館友会神社調査部 1939：27-28。
- 10 本研究を行うにあたり、東京の神社本庁が所蔵していた角南隆氏寄贈本（昭和7、9～19年発行本）を閲覧させていただいた。日本においては、他に国会図書館に昭和10年発行本、皇学館大学附属図書館に昭和8～15年発行本が収められている。一方、韓国の国立中央図書館では昭和8～19年発行本をデジタル閲覧できる。
- 11 天皇を祭神とする神社、あるいは歴代天皇の崇敬の厚い神社（青井哲人 2005：75）のこと。
- 12 ここでは、朝鮮神宮の権宮司を勤めていた吉田貞治が記した記事内容（1937）に依拠する。
- 13 明治節祭の後、各宮殿下の御献詠を始め一般献詠歌から秀歌を選び、披講式が行われ、ラジオ放送された（吉田貞治 1937：45）。
- 14 楽家に生まれ、明治31（1898）年から昭和20（1945）年まで宮内省楽部に奉職した。その間、笛・神楽歌・右舞で宮中に仕え、作曲・作舞も行った。
- 15 多忠朝 1939a：20-21。
- 16 前号では飛駄邦富とされていたが、飛彈邦富と表記されているため、どちらかが誤植の可能性がある。
- 17 それまでは椿富次郎という表記が見られたので、椿寅次郎は誤植の可能性が考えられる。
- 18 嶋津宣史 2004：83。
- 19 吉田貞治 1937：43-44。
- 20 昭和6年の記録には「星祥之曲」となっているが、「呈祥之曲」の誤植と考えられるため修正した。
- 21 昭和12年の記録には「堯天兩日之曲」となっているが、「堯天舜日之曲」の誤植と考えられるため修正した。
- 22 昭和14年の記録には「擬安之樂」となっているが、「擬安之樂」の誤植と考えられるため修正した。

引用・参考文献

- 青井哲人 2005『植民地神社と帝国日本』吉川弘文館
- 李知宣 2019「朝鮮神宮鎮座祭と楽舞—朝鮮総督府の統治理念の宣伝」『国楽院論文集』第39集 国立国楽院 339-367
- 李秀晶 2019「朝鮮神宮例祭と李王職雅楽部」『梨花音楽論集』23巻1号 梨花女子大学校音楽研究所 79-106
- 多忠朝 1939a「神社音楽の話」『紀元二千六百年』2(2) 紀元二千六百年奉祝会 20-22
- 多忠朝 1939b「神社音楽の話（二）」『紀元二千六百年』2(3) 紀元二千六百年奉祝会 16-18

- 官幣大社朝鮮神宮社務所 1932『昭和六年の朝鮮神宮』官幣大社朝鮮神宮社務所
- 官幣大社朝鮮神宮社務所 1933『昭和七年 朝鮮神宮年報 附略記』官幣大社朝鮮神宮社務所
- 官幣大社朝鮮神宮社務所 1934『昭和八年 朝鮮神宮年報 附略記』官幣大社朝鮮神宮社務所
- 官幣大社朝鮮神宮社務所 1935『昭和九年 朝鮮神宮年報 附略記』官幣大社朝鮮神宮社務所
- 官幣大社朝鮮神宮社務所 1936『昭和十年 朝鮮神宮年報 附略記』官幣大社朝鮮神宮社務所
- 官幣大社朝鮮神宮社務所 1937『昭和十一年 朝鮮神宮年報 附略記』官幣大社朝鮮神宮社務所
- 官幣大社朝鮮神宮社務所 1938『昭和十二年 朝鮮神宮年報 附略記』官幣大社朝鮮神宮社務所
- 官幣大社朝鮮神宮社務所 1939『昭和十三年 朝鮮神宮年報』官幣大社朝鮮神宮社務所
- 官幣大社朝鮮神宮社務所 1940『昭和十四年 朝鮮神宮年報』官幣大社朝鮮神宮社務所
- 官幣大社朝鮮神宮社務所 1941『昭和十五年 朝鮮神宮年報』官幣大社朝鮮神宮社務所
- 官幣大社朝鮮神宮社務所 1942『昭和十六年 朝鮮神宮年報』官幣大社朝鮮神宮社務所
- 官幣大社朝鮮神宮社務所 1943『昭和十七年 朝鮮神宮年報』官幣大社朝鮮神宮社務所
- 官幣大社朝鮮神宮社務所 1944『昭和十八年 朝鮮神宮年報』官幣大社朝鮮神宮社務所
- 姜信龍 1993「韓国に於ける神社の発達と都市公園について」『造園雑誌』56-5 日本造園学会 61-66
- 嶋津宣史 2004「神社祭祀と雅楽」『別冊太陽 雅楽』平凡社 82-83
- 神宮皇学館館友会神社調査部 1939『神社関係発行定期刊行物一覧 昭和13年12月調査』
- 菅浩二 2004『日本統治下の海外神社—朝鮮神宮・台湾神社と祭神—』弘文堂
- 山本華子 2011『李王職雅楽部の研究—植民地時代朝鮮の宮廷音楽伝承』書肆フローラ
- 山本華子・李知宣 2013「1910年代の朝鮮における日本の伝統音楽調査(1)『京城日報』の記事を参照して」『洗足論叢 41』洗足学園音楽大学 61-69
- 山本華子・李知宣 2014「1910年代の朝鮮における日本の伝統音楽調査(2)『京城日報』の記事を参照して」『洗足論叢 42』洗足学園音楽大学 129-139
- 吉田貞治 1937「朝鮮神宮の年中祭祀」『朝鮮』269号 朝鮮総督府 27-46
- 劉麟玉 2018『日本伝統音楽の越境—植民地台湾における「邦楽」の伝承—』平成27~29年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金【基盤研究(C)】課題番号15K02112)研究成果報告書